

第4回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月27日（月）10時00分～11時55分
- 2 場 所 入間市役所 B棟 5階 第4委員会室
- 3 出席者 委員長 濱川敦
委 員 岩田正博、浅見泰志、関谷佳代子、高梨雅樹、小林由利、平田和雄
所管課 地域振興課長 宇津木教芳、副主幹 金子篤、主任 田代高久
事務局 企画部次長 栗原康友、デジタル行政推進課長 糟谷寿孝、
主幹 齊藤謙治、副主幹 齋藤謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市文化創造アトリエ
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法（特定の単独または複数の団体に応募を求めることをいう）をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」とし、理由によっては非公募とすることもある。

文化創造アトリエのこれまでの経緯について説明する。文化創造アトリエに指定管理者制度を導入したのは、平成20年4月になる。新規導入時の選定方法は、入間市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第2項第2号において、「地域の活力を積極的に活用する管理運営を行うために、公募によらない方法をとることが、設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるとき」との規定に該当することから、非公募による募集が行われた。その後、平成25年度に2期目、平成30年度に3期目の指定期間の更新が行われた際にも、先ほど説明した条例や当時運用し

ていた「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」に基づき、「市が特定の者を指名する方法」として「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」の条件に該当していることから、2期目、3期目ともに、選定方法を非公募とし、現指定管理者が引き続き指定を受けることになった。今回が4期目の更新となるわけだが、委員の皆様方には、文化創造アトリエの指定管理者候補選定を「公募」か「非公募」か、どちらの選定方法で募集を行うかを決定していただきたい。

委員長：最初に所管課である地域振興課の公募、非公募についての意見をお願いしたい。なお、現在の指定管理者の評価についてもあわせて説明をお願いしたい。

所管課：事務局から説明があった通り、これまでは入間市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第2項第2号において、「地域の活力を積極的に活用する管理運営を行うために、公募によらない方法をとることが、設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるとき」の規定に該当するといった理由によって、非公募としてきた。とは言っても、そもそもこの条例の第2条の規定で、公募が原則になっていることから、公募により新たな提案が期待できると考えた。その結果、先ほどの地域活力を積極的に活用する管理運営を行うために、公募によらない方法をとることが、設置の目的を効率的かつ効果的に達成すると認められるときの規定に該当するとまでは言えないと考え、今回公募による方法をとりたいと考えている。

次に、現在の指定管理者の評価について、昨年度第三者評価を実施したので追加の資料を配布し説明する。第三者評価は、指定管理者に加え第三者機関が、小項目ごとに、S、A、B、Cの4段階で評価を、また中項目ごとに第三者機関が、達成度について評価をしている。事業者による自己評価と、第三者評価機関による評価を比較すると、第三者機関による評価の方が若干B評価が多いが、Sの評価も多く、自己評価と第三者機関ともに高いものとなっている。第三者評価では特に、「市民協働による文化芸術で喜びと希望を感じるまちづくりの実践」、「地域の文化芸術の価値を高め、市民とともに成長する施設」、「施設の有用な役割を探索し、常に新しい提案を取り組む姿勢」といった点が高く評価されている。以上、簡単ではあるが第三者評価の概要説明とさせていただきます。

委員長：指定管理者の選定方法の決定について、事務局の説明の中で原則公募とするという説明があり、担当課である地域振興課からも、これまでは非公募であったが、今回の選定においては、非公募による応募の規定に該当する理由がないということで複数の業者から広く募集を行う公募による方法としたいという意見であった。ただしこれまでの3回については、非公募でやってきたという経緯があるため、改めて、今回、非公募から公募に変更するとの意見について、委員の皆様方から意見があれば、お願いしたい。

委員：これまでのアミーゴの成り立ちや、現在の指定管理者であるNPO法人がこのアビーゴを任されて管理することになった経緯や歴史を考えると、私としては公募しなくて

もよいのではないかと考える。指定管理者に一番重要なことは、指定管理者に勤めている人々が、どれだけその施設を求めている来訪者の身になって考えているかどうかだと思う。さらに、そこに働く人々がどれだけその地域の文化や自然を理解しているかが重要であると考えます。今、アミーゴで働いている方たちは、地域と顔の見える関係を築いてきた。現在のアミーゴは人の繋がりや地域との繋がりがあり、イベント事業等の実施において、ボランティア等の協力を得ている。それは現在管理している方たちが顔の見える繋がりを持つ努力をしているからだと思う。平成20年度の導入時に、公設市民運営の方針を掲げ、市民運営を進めるために組織化されたNPO法人入間市文化創造ネットワークが、アミーゴの施設を担う団体として決定されているということもあり、入間市の市民文化の発信拠点という位置付けで、地域の活力を積極的に活用するという努力を行っている。競争原理はわかるが、この施設の場合は、やはり特別な施設だと私は思っている。仮に新しい団体が運営することとなると、この施設の設立状況などを真に理解し運営できるかどうか疑わしいかなと思う。水村氏は、昔から文化事業、ここのアトリエだけではなく、博物館の関係でも活躍しており、太鼓セッションやその他いろんな文化事業を、市と協力してやっていただいている。そういう経過から、ここで公募して仮に他の業者に決定する可能性もあると思うが、そこに決まったとしたらその後が非常に心配である。人との繋がりが非常に重要であると考えため、公募ではなく非公募でいいと思う。

委員：今委員が、おっしゃった部分っていうのは、私もずっと、アミーゴができた時から、直接ではないにしても、他部署からではあるが見てきたので、水村氏の関わりや取り組み、数年前においては市民提案型の協働事業だとか、色々なものを見させてもらい理解はしている。ただ自分はやはり事務局の方でまず説明があった、一応原則公募というようなところの位置付けというのも大事なかなと考える。今の委員さんがおっしゃったような部分については、そこをしっかりとプレゼンテーションにおいて聞かせていただいた上で、そこをジャッジしていけばいいのかなと考える。プロポーザルということなので、例えば価格が安ければいいというだけではないため、これまでの実績も当然、加味できると思うし、ここで事務局サイドや所管課も原則公募ということだったので、そこに沿う形がいいかなと考える。それで1点質問だが、一応もし、今回公募というような形になったとき、今までは地域の活力を積極的に活用する管理運営を行うために、公募によらないという理由でずっとやってきたと思うが、その地域の活力を積極的に活用する管理運営について、何か仕様書等の中にその辺を意識した点とかあれば教えてほしい。公募非公募のジャッジをするときに影響があるかなと思ったので、質問した。

所管課：仕様書（案）2ページに、管理に関する基本的な考え方として、「アトリエが、市民自らが音楽、演劇等の文化活動の練習、発表及び交流並びに地域産業の理解及び振興を図る場であり、市民の参画による自主的な運営、地域との連携・協働に取り組むこと

を基本としていることを、十分に理解し、管理運営を行うこと」と定めており、これを十分に説明し、やっていただけるようにご理解をいただいた上で、応募いただきたいというふうに考えている。

委員：後の議題にも関連してしまうが、今言ったようなところを特に採点とか評価の時に、何かこう重みづけとかそこを特に大きく評価するということになっているのか。

所管課：募集要項（案）の指定管理者候補選定審査項目一覧を見ていただくと、「業務の実施内容と方法」として、「自主事業の内容及び地域との連携・協働」とあり「地域や市民との協働に関する取り組みに対する考え方」や、「地域住民と連携する仕組み」に対して30点と評価の配点を高くしており、そういった部分で評価いただけるかなと考える。

委員：配点とかの評価項目についてはまた後程議論いただきたいと思うが、今の説明だと、ここが一番配点としては項目の中では大きい方に入るという形ということか。あとは運営実績についても項目にあり、過去の実績を評価できるということでしょうか。現在の指定管理者が手を挙げられた場合にはこの項目で今までの業務の実績を、もしくは、新規の団体が出てきた場合はその新規の団体が他のところでこれまでやってきた実績を見比べるということになるのかなと思う。

委員：委員の私が付け加えるのもなんだが、募集要項（案）に資格の申請として、「市民の参画による自主的な運営を図れる法人等であること」とあり、これが市民の人たちが中心となってやれる法人ということで、民間の事業者でも市民の参画を謳っているということが掲げられており、アミーゴの設置目的を叶える要件の1つになっていると思う。

所管課：仕様書（案）8ページにディレクター制度について記載している。「事業の充実を図るために、音楽・表現・アートなど、各文化芸術分野に造詣の深い市民ディレクターを選任し、市民スタッフとともに事業を企画し、運営すること」と仕様の中に入っており、現在の指定管理者においてもしっかりとやっていただいているが、こうした部分が今のアミーゴの特徴でもある。

委員：私も原則公募というのはやはり賛同するが、所管課としてこれまで3回非公募でやってきて、今回公募にしたという経緯をもう少し聞きたい。第三者評価については先ほど説明をいただいたが、これまでは文化創造アトリエの所期の目的を達成するために非公募としてやってきたと思うが、その目的とかねらいというのが変わってきたということか。これまで、15年間ですか。同じ団体の方に運用していただいている、十分達成している部分と不足している部分、その辺をどう評価しているのか、その評価の結果、今回公募という選択をしたのか。そういった経緯がもう少し知りたいなど。それにより公募非公募の判断というのできるのかなと思い、もしまとまっていればお聞かせいただきたい。

所管課：前は5つの理由を挙げて、非公募としていた。まず1点目として、それまでの2回が非公募であったとの理由で、公設市民運営の方針というのを掲げて市民運営を進め

るために組織されたNPO法人入間市文化創造ネットワークが、適切な団体として決定され、2期目の実績も高く評価されたことから、継続したいということ。次に2点目として、入間市文化創造アトリエ条例第3条に、市民の参画による自主的な運営を図ることを基本とすると規定されており、市民自治の実験場として、公設市民運営の方針を掲げて、入間市文化創造ネットワークが適切に運用を担ってきたという経緯があること。3点目として、それまでの評価がよかったこと。これは市民の評価、それから事業評価それからモニタリングとか第三者評価とか、そうした評価において、高い評価を得ていたこと。4点目としては、利用者からの評価が高かったこと。5点目として、この段階ではコロナ等はなかったもので、施設の利用者が毎年増加していること、こうした理由を挙げ、地域の活力を積極的に活用する管理運営を行うために、公募によらない方法をとることが、設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるときに該当するというご判断をいただき、非公募となった。それから、今回に関しては、所管課とすると、1点目として、公募は原則となっていること。それから2点目として、公募により生じる競争によって、サービスの向上が期待できること。3点目として、公募にすることで競争が生まれ、経費の縮減が期待できること。4点目として、公募にすることで、新たな提案が期待できること。5点目として当然のことだが非公募では他の法人の参入の機会を、初めから閉ざすことになってしまうということ。以上の5点の理由により公募にさせていただきたいというものである。

委員：非公募をしていた時の条件や評価が変わったというよりは、新たな可能性を求めたいというような意味合いが強いということか。今の団体への評価が変わったということではないというところは確認できた。

委員：ちなみに事務的な確認だが、仮に非公募となったときに、この後の、例えば事務的な手続きとかって、何がどう変わってくるのか。

事務局：公募であれば、ホームページに募集要項や仕様書等を掲載しているが、非公募の場合には、ホームページには掲載せず、1社の団体に、こちらから募集要項等を提示するような形となる。スケジュールについては、基本的には変わらない。

委員：その場合、この後募集要項（案）や仕様書（案）について議論していただくことになっているが、この募集要項等の取り扱いというのはなくなってしまうということなのか。少なくともこの募集要項に書いてあることとか、この仕様書に書いてあることは当然、現在の指定管理者が満たしていることを確認した上で、非公募にするということか。

委員：過去非公募になった場合でも、募集要項等に基づいて、今指定管理している団体に応募に関する資料等を全部出していただき、プレゼンをしていただいた上で委員が評価をして、それをもとに継続するかどうか判断していたかと思う。

事務局：委員から説明があった通り、ここで非公募となった場合でも、プレゼンテーションを行っていただき、最低基準点である7割210点を超えた場合に指定管理者の候補と

して選定する形になる。

委員：では仮にそういう流れでプレゼンテーションをやって、7割に満たなかった場合には、一旦この非公募という取り扱いはなしになって、改めてもう1回やり直すということになるわけか。そういう意味では非公募であっても団体さんは、同じ手続きは踏まなきやいけないということによろしいか。

事務局：その通りである。

委員長：いろいろ議論があったが非公募でもいいのではないかという意見もあり、原則公募という意見もあったが、改めて意見ある方はいるか。先ほどの担当課の評価でも現在の指定管理者の活動状況が、特にマイナスになっているということではなく、それなりに高評価ではあるけれども、よりよいものを求めたいと。そういうまさに原則公募という考えによって、より新たな提案とか、また、新たな意味での競争原理だと思うが、そういうものを期待してということで、公募というような意見だったと思うがいかがか。非公募という意見の1人を除き、他の委員は公募ということによいか。いわゆる多数決的な発想で言うと公募ということになるがいかがか。

委員：事業を進めるには、いわゆる人が一番重要であると。その事業をどうやって進めるかはその人の情熱が一番大事であり、現在の指定管理者にはそれがあり、一生をかけてやっているのだと思う。例え公募になったとしてもその点は評価していただけたらと思う。私としては非公募でもいいかなと思うが、多数決で公募としていただいてもしかたがないことだと思っている。

委員長：いろいろ議論あるところだが、原則公募という形にこの委員会の中では方向性を決まさせていただきます。この後の議題で募集要項とか、仕様書のところで今の委員から申し上げたような観点も踏まえご審議いただければと思う。それではまずここについては原則公募という形に則り、今回は公募として決定する。

(2) 募集要項、仕様書について

所管課より、募集要項（案）、業務仕様書（案）について資料に基づき説明があった後に、以下の質問、意見等があった。

所管課：最初に募集要項（案）について説明する。はじめに基本方針に基づき、市民、民間ならではの知恵や知識を生かした提案を期待している。施設については先般ご覧いただいた、赤いのこぎり屋根の建物を中心に、木造や鉄筋コンクリート造の建物となる。休館日は、入間市文化創造アトリエ条例第7条の規定に基づき、12月29日から翌年1月3日までであり、開館時間は、同じく条例第8条の規定に基づき、午前9時から午後10時までであることを記載している。指定管理運営経費に関する事項として、利用料金制を採用している。市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金であるとか、自主的に実施する事業の料金といった事業収入が、指定管理者の収入と

なることを記載している。指定管理者が自ら行う舞台や講演等の事業に関しては、指定管理者が料金の設定をすることができるが、講演内容や地域特性などを考慮して、集客率が高められるように配慮を要するよう明記している。

次に、指定管理者が行う業務は、施設及び設備備品の利用の許可に関する業務及び利用料金の徴収に関する業務、アトリエの維持管理に関する業務、敷地内にある仏子多目的公園に関する業務、等と規定している。指定管理料については、令和5年から令和10年までの5年間について明記しており、5年間の総額は246,085千円としている。なお、指定管理料が上がっているのは、人件費や光熱水費の増額が主であり、それと委託料の増額が主な理由である。指定管理者と市等の業務役割分担は、表の通りである。次に申請の資格として、市民の参画による自主的な運用が図れる法人等であることを条件としている。次に提出書類について、特に対象施設の管理運営に係る事業計画書において、対象施設の設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかるよう提案することを求めている。

次に業務仕様書（案）について説明する。管理に関する基本的な考え方として9項目示しており、特に1番目に、市民自らが音楽演劇等の文化活動の練習、発表及び交流並びに地域産業の理解及び振興を図る場であり、市民の参画による自主的な運営、地域との連携協働に取り組むことを基本としていることを、十分に理解し、管理運営を行うことを示している。次に年間利用者数について示している。特に令和2年度はコロナ禍により大きく減少したがその後回復傾向にある。次に指定管理者が行う業務等について、施設又は設備の利用の許可に関する業務、維持管理業務、事業運営業務、その他の業務と示しているが、特に事業運営業務では、先ほど説明した基本的な考え方を具現化するために必要と考える7つの事業の制度について記載している。次に経費等として、修繕費は1件130万円以下を対象とし、協定書で定めた予算額以内で、指定管理者が執行することを規定している。次に業務を実施するにあたっての留意事項として、業務を円滑に実施するために必要な10項目について規定している。特に、本事業の全部を第三者に委託又は請負わせることはできないこと、ただし、施設の施設及び設備の維持管理のために、業務遂行上、一部の業務を委託することが必要な場合は、事前に市に書面で申請し、承認を得れば可能とすることについて記載している。採択できる業務については、委託業務概要一覧に示している。

なお、最後に募集要項（案）の修正をお願いする。第3回指定管理者候補選定委員会において、公募手続きの日程のうち、募集要項等の配付期間について委員から指摘があったかと思うが、これを受け、募集要項等の配付終了日を質問票受付の締切日である8月19日に修正させていただきたい。

委員長：文化創造アトリエの募集要項（案）と業務仕様書（案）について、質疑はあるか。

委員：確認だが、前は非公募とのことだったが、前回の時も同じように募集要項と、この仕様書は、あったということよろしいか。

所管課：そのとおりである。作成してお示しした。

委員：前回と今回で、変えたところがあれば、教えていただきたい。

所管課：募集要項（案）の、審査項目一覧について評価の際の配点を示しているが、特に大きく変えたのは、「4. 指定管理業務を安定して行う能力」の項目のうち「事業実績、文化創造施設等の運営実績」の項目は、前は評価項目として存在してなかった。ここについて今回配点を30点として追加をしている。

委員：ということは、他の何かを減らしたということによろしいか。

所管課：例えば、「2. 関係法令等を遵守した適切な管理運営」の項目のうち「個人情報と業務上知り得た秘密の保護」については配点を5点としているが前は20点としていた。これはもうできて当たり前というような部分でもあるため、点数を下げている。

委員：指定管理料の積算について、令和4年度の指定管理料はいくらで、どのくらい変わっているのか。もし大幅に変わっている部分があれば、その内訳を教えていただきたい。

所管課：大きく変えた部分として、前回のものと比較すると、人件費の部分が650万円、総額で約900万円高くなっている。

委員：総額で900万というと、令和4年度は約4000万円ということによろしいか。

所管課：おっしゃる通り、今年度は4039万2000円である。

委員：今回、年間約4900万円ということで、上げた部分というのは人件費の部分が主で、あとは変わらないということによろしいか。

所管課：人件費が主であり、その他光熱水費が上がっている。それから再委託料も当然上げなければならず、上げている。

委員：電気料等はしっかり見ておいた方がいいと思ったので聞かせてもらったがその辺は加味されているということによろしいか。

所管課：そのとおりである。

委員：先ほど指定管理者候補選定審査項目一覧のところ、基本方針、基本コンセプトの理解の配点が20点ということだが、基本方針は募集要項に示されていると思うが、基本コンセプトはどこに示されているのか。

所管課：基本コンセプトっていう言葉は、実際には使われていない。

委員：そうすると、審査する側としては、例えばこの基本方針・基本コンセプトの理解というのを、プレゼンテーションの資料から判断しなくてはいけないのかなと思うが、そのコンセプト自体がわからない状態でどう審査すべきなのか。ここら辺を少し何か工夫いただけたらいいなと思うがいかがか。

所管課：ご指摘の通り、基本コンセプトというのは削除しても、基本方針というのをしっかりとお示しすることで、募集できると思うため、こちらの文言につきましては削除させていただきます。

委員長：取ってしまって差し支えないかを整理したうえで、対応いただきたい。

委員：指定管理料のうちの修繕料について、例えば大規模な修繕が発生した場合は入間市の

負担ということによろしいか。児童センターでは大規模な修繕があるとのことであったが、文化創造アトリエではその予定はあるのか。

所管課：まず、修繕料として150万円を計上しているが、かなり古い建物であり、それでは足りないような、大きな修繕が複数発生する可能性もあるため、その場合には市の方でしっかりと修繕をしたいと思っている。指定管理料から大きな額を負担するということはない。

委員：先日、博物館の更新にあたっては博物館の基本計画とか、そういった資料もあわせて添付してあり、それに沿った運営ということが、チェック項目になっていたのだが、文化創造アトリエの場合は、これ以外の資料は示されないということでもいいのか。さきほどの基本コンセプトのところにも絡んでくると思うが、この募集要項と仕様書だけを見て提案して、それで審査をするっていうことでよいのかを確認したい。

所管課：前回の更新時も、この資料でやっており、後は、現地説明会においてしっかりと、説明させていただいて、質疑応答等も通じご理解いただきたい考えでいる。

委員：ピアノの保守点検業務仕様書について、契約期間内に1回実施と書いてあるが、この契約期間は指定期間の5年ということか。

所管課：ピアノの保守点検契約は毎年更新となるため、1年に1回ずつとなる。

委員：人件費について、算定上、職員数等はどう見込んでいるのか。

所管課：人件費については、指定管理に移行する直前の平成19年度に配置されていた市の職員と、業者委託としていた窓口業務分について、それにかかった経費を現在の単価で再計算するなどして、算出したものである。

委員：第三者評価の中で、職員の配置状況の項目があり、要求水準を満たしてはいないが運営には支障が出てないとの評価であり結果としては問題ないとのことだが、要求水準を満たしていないという指摘に対し、実態としてはどうなのか。

所管課：限られた職員で対応しているということで、全体としては確かに余裕がないのかなとは思いますが、職員全員でシフトを組み全体的に支障がないように職員を配置して、事業を実施していると認識している。

委員：市が積算上見込んでいた人数と同じ人数では実際に運営していないとの理解になるのか。

委員：その点について、アミーゴのイベントをよく見ると、スタッフはボランティアが多く、職員だけでは、まかなっていけない状態であると思う。やはりここも人の繋がりが大事であって、そういったボランティアと言われている方がたくさん参加していただいているという状況であった。

委員：そこについてはむしろ創意工夫によるものだとか、まさにそういったボランティアの人をより集められるというのは、それだけ活動しているという指標だと理解しておけばよろしいのではないか。

所管課：所管課とすると、そうした指摘が少しでも減るよということ、人件費を少し増

やす形で積算をしている。

委員：指定管理者候補選定審査項目の一覧で、新たに追加したところが事業実績とのことだが、例えば、2社とか3社とか応募があったときに、実際に文化創造アトリエを見ているのは1事業者だけだと思うが、他の事業者が、他市で実績があった場合は、それを実績として審査するということでよいか。

所管課：ご指摘の通り、市外の業者が応募してきた場合は、やったことがない業務であるため、その部分は、市外での業務でも加味しなければいけないと考える。その中で、市民と事業をやった実績があるかとか、そうした部分を踏まえて評価を加えていくという考え方である。

委員：他市でやった実績も事業実績ということでみなしていいということによいか。市民と交えて実施したというのは、プレゼン次第だとは思う。そうでないと、30点の差はすごく大きいかなというのが実感としてある。

所管課：おっしゃる通り、そこが不公平になると思うので、過去の実績を踏まえて、入間市でやる場合は、入間市民を巻き込んでこんなことをやりますというようなご提案をいただき、それを評価していただくというやり方しかないのかなと思っている。

委員：それぞれの施設では役割は違うため、実績の評価は非常に難しいと思う。以前、他で公募で指定管理となった施設で、こういうことをやります、ああいうことをやりますと色々提案が書いてあったにもかかわらず、それができていたのか疑問なことがあった。来訪客に対する対応がまずいといったこともあった。なので、他で実績があったとしても点数としてつけるのは非常に難しいと感じる。

委員長：今2人の委員からも指摘あったが、やはり配点が高いため、結構ここで雌雄を決するような項目なのかなと思う。いずれにしても配点が高いゆえに、どういう観点で何をもち我々も判断すればいいのかというところを、まさに判断の基準やどういった提案をいただくかというのを、もう少し明確化しておかないといけないのかなと思った。応募者から提出される様式にも事業実績とだけ書いてあるだけで、あとは応募者が自由に作文してくださいとの感じになっているが、応募者が複数あった場合は公平に判断しなければいけないので、そのための証拠書類だとか、別施設での実績はどういう内容でどんなことをどんな体制でやったとかそれなりのものを出していただかないと、判断ができなくなるのではと感じる。ただ、提案書類にどこまで記載するか、どういった資料をつけるかは応募者の熱意によっても変わってくるし、逆にそれが評価につながるということにもなる。事業実績に関わらないが、例えば証拠書類なり、補足附属資料をつけるかどうかというのは応募者側の判断次第ということによろしいか。

所管課：過去の実績を、具体的にお示しいただくような作りにしておいた方がいいか。

委員長：事業提案の様式は基本タイトルが書いてあるだけで、その中に記入いただくことは応募者が自由に埋めてくださいという形になっているので、あとはもう応募者が、どれだけ熱意があって作文をしてくるか、またはそれを信じてもらうためにどんな書類を

添付するか、そういったことも含めて我々は判断をすればよくて、逆にその内容だけでは判断できなかつたり、証拠がなくてわからなかつたりするものは、原則我々としても信用できないという考えにすればいいのかなと思う。今回の事業実績のような配点が高い部分については応募側もそれがわかるわけだから、ここが雌雄を決する項目だと思えば、それなりの資料を付けてくるだろうなと理解しておけばいいのかなと思う。

委員：自治体から仕事をいただくということは、その会社にとってステータスとまでは言わないが、会社をよく見てもらう一つ的手段であると思う。そのため、会社によってはプレゼンテーション等で、すばらしいことを書いて、よく見せようとするところもある。そのあたりを評価することは大変だと思うが、申込書類をよく見て判断をする必要がある。

委員長：プレゼンテーションの資料は前もって提出され、事務局や我々も見るということでよいか。

所管課：事前に提出されたものを委員へ配付する。

委員長：これは何も今日のこのアミーゴだけに限らないが、特に新たな法人が提案書に書かれた内容が信頼できるかどうかはわからず、本当であれば証拠を出してくれとか言いたくなるような項目があったときに、プレゼンテーションでの応募者とのやりとりの中で、相手の雰囲気を見極めることは当然必要だが、事実か事実でないかの判断はどうすればいいか。

事務局：基本的には、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする旨を募集要項に記載をしているが、例えば実績の部分については、あらかじめ所管課等がホームページ等で、間違いがないかどうかを確認することはできる。ただし、提案の内容が正しいかどうかを何をもって証明するか、またはそれがわかる書類として何を提出させるかというのは非常に難しいと考える。

委員長：すべからず全部証拠を提出させるとなると膨大な資料になってしまうので、それはそれで応募者に過度な要求をすることにはなるのかと思うが、前もって提出書類を確認できるということであれば、例えばここだけはもう少し詳しく説明してくれるようにとか、追加で資料を示してくれるようにといったことを先方に伝えることはできるか。

事務局：その場合においては、すべての応募者に対して、同じ形で示さなければならない。1つの法人に対してのみ確認したいことを伝えることは厳しいと考える。なお、提出書類が正しいかどうかの判断の1つに、申請にかかる誓約書があり、その中で添付書類の内容について事実と相違ないことを宣誓していただいている。

委員長：性善説に立たざるをえないところは当然あると思うので、プレゼンテーション後の意見交換の中で、プレゼンテーションの内容について共通認識としていろいろ確かめ合っていくという形でよろしいか。

委員：会社のホームページを見てもいいことばかり書いてあるのではないかと考えるため、

例えば、他の自治体で指定管理をしていた場合に、その自治体に評判などについて確認することはできるのか。

委員長：募集要項の申請の資格で、例えば暴力団と関係してないとか民事再生手続中であるとか、いわゆる法的に抵触しているかどうかのチェックは当然やるわけですよね。それ以外の評判みたいなものは多分に主観が入ってくる場所もあるので、それを正式な情報として扱うのは少し問題があるのかなと思う。募集要項の申請の資格に該当していれば応募は可能なわけだから、あとはそれぞれの委員の責任のもとに、委員のこれまでの経験や知見の中で適宜評価をしてご判断いただくということになる。プレゼンテーション後の意見交換をするにしても、それを受けて各委員がどう判断するかは、委員の責任のもとに判断するということになる。

委員：事務局に確認だが、さきほど審査項目一覧の基本方針・基本コンセプトの理解のうち、基本コンセプトの文言を削除すると所管課からは説明があったが、他の更新施設の審査項目にも同様に記載されている。募集要項や仕様書以外の資料から読み取れる部分もあるかと思うが、削除することについてアミーゴだけで判断して削除していいのか。全体で判断するべきだと思うが、事務局の意見を確認したい。

事務局：施設を管理する基本的な考え方を、基本コンセプトという文言でまとめていうことができるのかなと思う。また、指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインにおいて、選定にあたっての基本的な考え方として、「市として当該施設をどのようにとらえているのかという施設のあるべき姿」をコンセプトとしており、こういった基本的な考え方や施設のあり方について、基本コンセプトとして応募者に提案していただくとしていることから、「基本コンセプト」の文言については残しても良いのかなと事務局としては考えている。

委員長：要はとにかく基本方針なり基本的な考え方なり基本のスタンスをちゃんと述べてくださいという理解であれば、我々が求めている意図は多分理解はできてもらえるだろうから、応募者からの質疑応答において、何か具体的に質問があればそこに対して正確に答えていただければ、よろしいかと思う。ここに限らず、市が求めていることの定義をはっきりしてくれという質問は当然出てくると思うので、明確に応募者に対して答えていただくようお願いする。

事務局：募集要項について、一部修正をさせていただきたい。公募スケジュールの欄にプレゼンテーションの日付が入っているかと思うが、その日付は現時点では予定であるため、募集要項等配付時には詳細な日付までは示さないものとして、「9月下旬頃」としたい。他の施設の募集要項についても同様の記載としている。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について他に意見や質問がなければ、所管課や事務局から修正があった部分については適宜修正いただくとして、それ以外についてはこの案のとおりとしてよいか。

委員：よろしい。（委員全員）

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～5を乗じて得た点をその項目の得点とする。なお、各社のプレゼンテーション後に各委員から講評をいただく。各委員からの講評も参考に審査いただきたい。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを所管課と事務局で確認する。具体的には提出書類の確認や警察への照会等により確認を行う。申請制限に該当した場合には、当該提案者は失格となる。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とし、その合計の総合評価点が最も高い提案者を指定管理者候補として選定する。仮にこの総合評価点の1番高い応募者が2つ以上となった場合は、委員長が決することとしたい。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。また、応募が1団体であったとしても、この最低基準点に達しない場合には選定されず、再度公募を行いたい。

委員：博物館と同じ内容の指摘になるが、審査票（案）の「職員研修及び育成」の欄に、様式集の事業計画書には記載のある「人権研修の実施の有無」についての記載がない。修正したほうがいいのではないか。

事務局：文化創造アトリエの審査表についても、博物館と同様に修正をさせていただく。

委員：講評は、全ての応募者のプレゼンテーションが終わったあとで行うのか。それとも1社ずつ行うのか。

事務局：全ての応募者のプレゼンテーション後に行う。

委員：講評について、各社の資料を読み込んだり、プレゼンテーションを聞いたりして、そこから判断をする部分もかなりあると思うが、講評だけでは言い切れない部分もあると思うが、そこはご了解いただけるということでよいか。

事務局：問題ないと考える。

委員長：ただいまの指摘以外がなければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。（委員全員）

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

事務局：その他について、次回の日程について説明する。今後募集要項や仕様書等の配布、所管課による応募者に対する現地説明会、応募者からの申請、所管課とデジタル行政推進課による資格審査を経て、提案者によるプレゼンテーションを9月26日の次回選定委員会において実施する予定である。

次回委員会の開始時間及び終了時間については、応募団体数により変わるため、応募団体数が決まり次第、後日開催通知でお知らせをする。

以 上